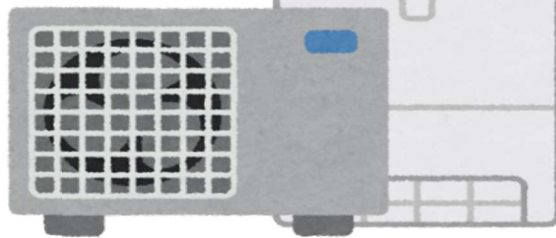


高効率給湯器を 導入すると 最大10万円 補助金が出ます！

エコキュート
など



ご自宅に高効率給湯器などを新たに設置すると、最大で10万円の補助金を受けられます。ご家庭の省エネにぜひご活用ください！

対象 設備

年間給湯保温効率が3.3以上
(貯湯缶が多缶(薄型タイプ)の場合は3.0以上、寒冷地は2.7以上)

補助 金額

設備本体・附属機器等の購入に係る
経費(税抜)の3分の1(上限10万円)

対象者

次の①～③の全てに当てはまる方

- ①申請者が住む(住む予定も含む)住宅の省エネ化を目的として、その住宅などに対象設備を設置する方
※店舗等併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が住居部分である建物を住宅とします。
- ②過去15年以内に、申請する対象設備と同種の設備に対して市の補助金を受けたことがない方(申請者と同一生計の方も含む)
- ③市税を滞納していない方

申請 方法

申請書と必要書類を環境課環境政策係に提出してください。申請時に必要な書類は裏面をご覧ください。

このチラシは「低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金」の一部を紹介したものです。その他の創エネ・省エネ機器に対する補助もあります。

申請期間

5月8日(月)から
交付申請受付

※交付申請は工事着工前

※ただし、補助金の交付は予算の範囲に限ります。期限内であっても、予算に達した時点で受け付けを終了します。

お問い合わせ・申請先

柏崎市 環境課 環境政策係
〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号
(市役所本庁4階)

電話番号：0257-21-2312

ファクス：0257-23-5116

Eメール：

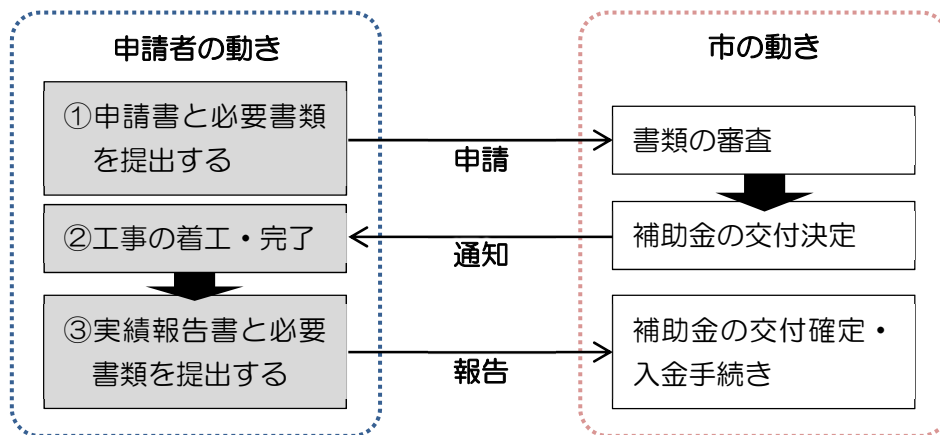
kankyoseisaku@city.kashiwazaki.lg.jp

■必要書類

- ①低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付申請書（個人用）
- ②個人用設備別事業計画書
- ③事業の経費の内訳がわかる書類（見積書など）のコピー
- ④施工予定請負者が発行する工事請負契約書などのコピー
- ⑤対象設備のカタログ（コピーでも可）
- ⑥市税完納証明書
- ⑦住宅所有者の承諾書（申請者と住宅所有者が異なる場合のみ）

①・②は既定の様式があります。様式は環境課環境政策係で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

■補助金の申請から交付までの流れ



■注意事項

- 本補助金は設備本体、附属機器等の購入に係る経費（税抜）（以下、購入経費）が対象です。
- 本市では住宅リフォームにかかる工事費等（購入経費を含む）を補助する「住まい快適リフォーム事業」（補助率：補助対象経費の20%、第2期申し込み受付期間：5月8日（月）～5月19日（金）※抽選制）を実施しています。本補助金では対象としていない工事費等については、該当要件に応じて「住まい快適リフォーム事業」でも申請が可能です。
 - 【例】本補助金で『購入経費』、住まい快適リフォーム事業で『施工費』の申請は可能。
 - 本補助金で『購入経費』、住まい快適リフォーム事業でも『購入経費』の申請は不可。
- 対象設備の工事着工前に申請をしてください。工事着工後の申請は受け付けできませんのでご了承ください。
- 設備を販売する事業者が申請の手続きを代行できます。
- 補助金の交付申請は、同一年度で一度しかできません。他の対象設備を設置する場合は、必ずまとめて申請してください。
- 本補助金の対象設備を複数設置する場合は、上限額が50万円です。
- 補助金の交付決定後に対象設備を設置し、実績報告書を対象設備の工事完了日（建売住宅または購入・賃借する建物の引き渡し日）から起算して30日以内に提出してください。ただし、起算日が令和6年（2024年）3月1日（金）以降の場合、実績報告書の締め切り日は令和6年（2024年）3月29日（金）です。
- 詳しくは「新潟県柏崎市低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金交付要綱」に従います。